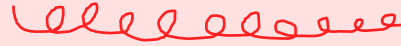


# 見附市結婚新生活支援補助金募集要項

〔令和8年度事業〕



## はじめに

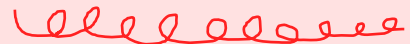


「見附市結婚新生活支援補助金」は、ご結婚されたご夫婦の新生活を支援するために、住宅の取得、改築、賃借等に関する費用や新居への引っ越しに関する費用を補助するものです。

この募集要項をよくお読みいただき、申請くださるようお願いいたします。






## 補助金を受けられる方



### ● 補助金の交付要件

- ☑ 令和8年1月1日から令和9年2月28日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- ☑ 夫婦の双方が見附市に住民登録しており、申請の対象となる住居において同居していること。
- ☑ 補助金の交付を受けた日から2年以上継続して見附市内に居住する意思があること。
- ☑ 婚姻時の年齢が夫婦とも39歳以下であること。
- ☑ 令和7年分の夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。
  - ※ 公的団体や民間団体から貸与を受けた奨学金（貸与型奨学金）の返済をしている場合は、その返済額を所得合計額から控除できます。
- ☑ 夫婦のいずれも過去にこの補助金の交付を受けていないこと。
  - ※ 同様の趣旨・制度による他市町村の補助金等を受けていないことも要件となります。
- ☑ 夫婦のいずれも市税を滞納していないこと。
  - ※ 市外から転入している場合には、転入前の市区町村の市税を滞納していないことも要件となります。
- ☑ 夫婦の双方が下記のいずれかの講座等を受講していること。

①ライフデザイン支援講座	②プレコンセプションケアに関する講座	③医療機関への妊娠・出産に関する相談	④共家事・子育て講座
		—	



## 補助金の対象となる経費

~~~~~

令和8年4月1日から令和9年2月28日までの間に支払った住居費と引越費用が対象となります。具体的な対象経費は、以下の表のとおりです。

| 区分   |                 | 対象経費                           | 留意事項                                                                                                                              |
|------|-----------------|--------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 住居費  | 購入              | 購入費                            | 土地は、対象となりません。                                                                                                                     |
|      | 新築<br>改修<br>増改築 | 工事請負費                          | 改修及び増改築にあつては、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用は対象となりません。                                                                          |
|      | 賃借              | 賃料<br>共益費<br>敷金<br>礼金<br>仲介手数料 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 駐車場代、鍵交換代、クリーニング代、保険料などは、対象となりません。</li> <li>・ 勤務先から住宅手当等の支給があつた場合は、その額を控除します。</li> </ul> |
| 引越費用 |                 | 作業費<br>運搬費                     | 引越業者・運搬業者へ支払つた経費に限り、対象となります。                                                                                                      |

※ 婚姻前の住宅の購入、新築、改修及び増改築であっても、婚姻日以前1年の間に取得等があつたものは対象になる場合がありますので、ご相談ください。

※ 国等の他の住宅に係る補助制度との併用はできません。ただし、契約が別であり、他の補助金が併用を認めているときには併用できる場合がありますので、ご相談ください。



## 補助金の額

~~~~~

対象となる経費の額のうち、以下の額を上限として補助します。

夫婦ともに婚姻日において <u>29歳以下の場合</u>	60万円
夫婦ともに婚姻日において <u>39歳以下の場合</u>	30万円

※ 住居費と引越費用を併せて申請することができます。

※ 算出した額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てます。



## 補助金の申請期間

~~~~~

令和8年4月1日（水）～令和9年3月1日（月）

※ 予算等の関係上、上記の期間内であっても受付を終了する場合があります。



## 補助金の申請方法

~~~~~

まずは、お電話やメールによるご予約の上、事前に補助対象の可否等について、ご相談にお越しく下さい。

特に補助対象外となる事項がなければ、「見附市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）」に以下の書類を添えて、見附市役所地域経済課まで提出いただきます。郵送やFAXでの提出は受け付けていません。

### ● 必ず添付いただく書類

- 同意書兼誓約書（様式第3号）
- 婚姻届受理証明書又は戸籍謄本の写し（窓口で交付された原本）
- 夫婦の住所が記載された住民票の写し（窓口で交付された原本）
  - ※ 「続柄」の記載があり、発行年月日が3か月以内のものを提出ください。
- 夫婦双方の令和7年分の所得証明書（市区町村が発行するもの）
  - ※ 源泉徴収票による代用はできません。
- 夫婦双方の市税に未納がないことを証する書類（市区町村が発行するもの）
  - ※ 発行年月日が3か月以内のものを提出ください。
  - ※ 見附市外から転入している場合は、転入前の市区町村が発行した証明書も必要になります。
- 領収書の写し
  - ※ 支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日、支払先の記載があるものを提出ください。
- 振込希望口座の通帳の写し

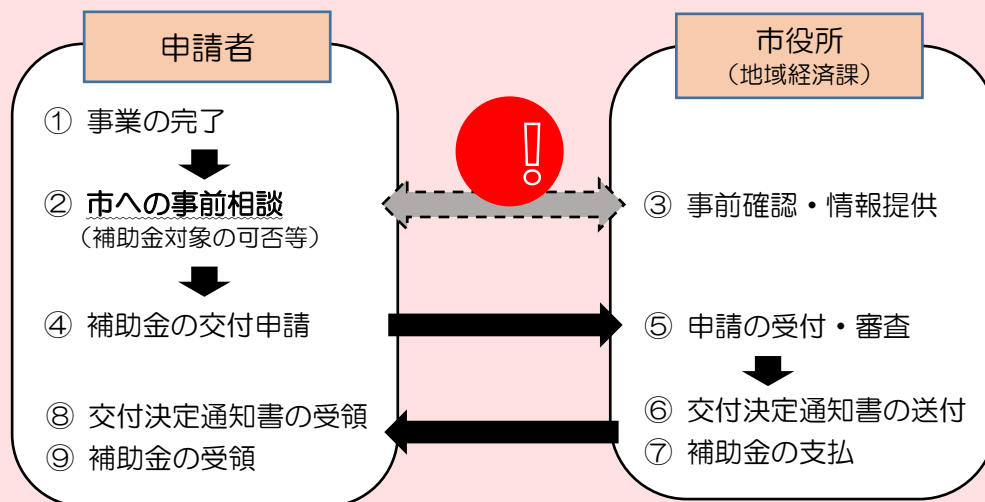
### ● 該当する場合のみ添付いただく書類

- 返還証明書等の貸与型奨学金の返済額が確認できる書類
  - ※ 夫婦に貸与型奨学金の返済者がいる場合に添付ください。
- 住宅の売買契約書の写し

- ※ 補助金の対象となる経費に住宅の購入費がある場合に添付ください。
- 住宅の工事請負契約書の写し
  - ※ 補助金の対象となる経費に住宅の新築、改修又は増改築に関する工事請負費がある場合に添付ください。
- 住宅の賃貸借契約書の写し
  - ※ 補助金の対象となる経費に住宅の賃貸に関する経費がある場合に添付ください。
- 住宅手当支給証明書（様式第2号）または給与明細書
  - ※ 補助金の対象となる経費に住宅の賃料等の経費がある場合に添付ください。
  - ※ 住宅手当の支払を受けていなくても就業している場合、必ず提出してください。



### 補助金の交付までの流れ

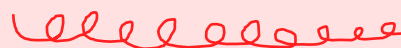


申請の際には、多くの資料をご用意いただくこととなりますので、必ず事前に補助対象の可否等についてご相談くださるようお願いします。

また、事前相談の際には、ご夫婦それぞれの身分を証するもの（運転免許証又はマイナンバーカード。コピーでも可）とご夫婦それぞれの令和7年の所得状況が分かるもの（源泉徴収票）をお持ちください。



### 事前相談の申込先・お問い合わせ先



【見附市役所 地域経済課 交流促進係】

住 所：見附市昭和町2丁目1番1号

電 話：0258-62-1700

メール：chiikikeizai@city.mitsuke.niigata.jp